

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年11月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年1月5日 00時30分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市 <sup>はじき</sup> 弾埼北西方沖 弾埼灯台から真方位343° 20.7海里付近 （概位 北緯38° 39.6′ 東経138° 23.0′）
インシデントの概要	漁船第二吉丸 <sup>よし</sup> は、漂流中、船内電源を喪失して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年1月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二吉丸、164トン 128211、株式会社福栄 ディーゼル機関、4サイクル、出力500kW、回転数毎分380、6気筒、ボア240mm、使用燃料C重油、昭和61年機関製造
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、漂流していか一本釣り漁の操業中、機関室警報が発生した。</p> <p>機関長は、警報を確認したところ、発電機原動機（以下「本件原動機」という。）の潤滑油圧力に異常を認め、潤滑油フィルターの交換を目的に、同フィルターの切替えコック（以下「本件コック」という。）の押さえのボルト2本を取り外し、本件コックを動かしていたところ、本件コックが抜けて潤滑油が噴出し、潤滑油量不足となった本件原動機が焼き付いて停止し、船内電源を喪失した。</p> <p>本船は、船長が、機関長から修理困難である旨の報告を受け、航行が困難であると判断し、海上保安庁に救助を要請した後、来援した巡視船によりえい航された。</p> <p>本船は、2台ある発電機のうち、1台が故障した状態で出港していた。</p>
分析	本船は、漂流して操業中、潤滑油フィルターの交換を目的に機関長が本件コックの押さえのボルトを取り外したことから、本件コックを動かしていたところ、本件コックが抜けて潤滑油が噴出し、潤滑油量不足となった本件原動機が焼き付いて停止し、船内電源を喪失して運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が漂流して操業中、潤滑油フィル

	<p>ターの交換を目的に機関長が本件コックの押さえのボルトを取り外したため、本件コックを動かしていたところ、本件コックが抜けて潤滑油が噴出し、潤滑油量不足となった本件原動機が焼き付いて停止し、船内電源を喪失したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 内部に圧力がある機器を解放する場合、圧力のない状態で行うこと。</li></ul>